

京都市細野保育所条例（平成17年3月25日京都市条例第85号）（保健福祉局子育て支援部保育課）

児童福祉法第39条第1項に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる山間地において、乳児又は幼児に対して保育を行うための施設として、京都市細野保育所（以下「細野保育所」といいます。）を設置することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 細野保育所の位置は、次のとおりです。

京都市右京区京北細野町東ノ垣内9番地の1

2 細野保育所においては、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児に対して保育を行います。

3 細野保育所の開所時間及び休所日は、次のとおりです。

(1) 開所時間 午前8時30分から午後5時まで

(2) 休 所 日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

4 利用制限その他細野保育所を管理するために必要な事項を定めています。

5 細野保育所は、地方自治法に規定する重要な公の施設として位置付けています。

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行することとしました。

京都市細野保育所条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 樺本 賴兼

京都市条例第85号

京都市細野保育所条例

(設置)

第1条 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる山間地において、乳児又は幼児に対して保育を行うための施設を次のように設置する。

名称 京都市細野保育所

位置 京都市右京区京北細野町東ノ垣内9番地の1

(保育の実施)

第2条 京都市細野保育所（以下「細野保育所」という。）においては、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児に対して保育を行う。

(開所時間及び休所日)

第3条 細野保育所の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

開所時間 午前8時30分から午後5時まで

休所日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(入所資格及び入所定数)

第4条 細野保育所に入所することができる者は、乳児又は幼児であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 保護者のいずれもが次のいずれかに該当することにより、乳児又は幼児に対して

保育を行うことができないと認められること。

ア 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。

イ 昼間に居宅内で乳児又は幼児と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

ウ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

エ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

オ 同居の親族で、長期にわたり疾病の状態にあるもの又は精神若しくは身体に障害を有するものを常時介護していること。

カ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

キ 市長がアからカまでに類すると認める状態にあること。

(2) 同居の親族その他の者が乳児又は幼児に対して保育を行うことができないと認められること。

2 細野保育所の入所定数は、20人とする。

(利用制限)

第5条 市長は、管理上支障があると認めるときは、細野保育所の利用を制限することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1社会福祉関連施設の項中「福祉ボランティアセンター」の右に「、細野保育所」を加える。

(保健福祉局子育て支援部保育課)